

## 2-メチルブタノールの食品健康影響評価に関する 審議結果についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成18年8月24日～平成18年9月22日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 1通

4. 御意見・情報の概要及びそれに対する添加物専門調査会の回答

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	評価対象の物質が明確に定義づけられていないので明確にしていただきたい。審議結果の記述からは、評価対象としている物質が合成品のみなのか、天然物由来のものも対象としているのか、不明であるので、表示内容から、対象範囲が明らかになるようにご配慮いただきたい。	「2-メチルブタノール」の名称を使用したのは、食品健康影響評価を依頼された厚生労働省からの資料に基づくものです。 今回の評価対象物質は、「3.名称」に記載している CAS 番号から明確になっております。また、当該評価において、合成か天然かという区別は最終的な食品健康影響評価に影響しないと考えております。したがって、特段の修正は必要ないと考えます。 なお、食品添加物の成分規格を含めた規格基準の検討及び食品添加物の規制については、リスク管理機関が行うことになっていますので、担当のリスク管理機関である厚生労働省にお伝えいたします。
2	光学異性体の表示に当たっては、従来から食品衛生法施行規則で用いられているDL、dl等の表記を行い、(+/-)等の表記を用いないようにしていただきたい。	上記の回答のとおり、特段の修正は必要ないと考えております。
3	食品健康影響評価に関する審議結果の記述では化学物質が明確に定義づけられていないおそれがあるので、専門家の意見を聞いていただき、英名を再点検していただきたい。すなわち、2-methylbutanolというと、2-methyl-1-butanolの他に2-methyl-2-butanolなども含まれる。	御指摘のとおり、2-methylbutanol では複数のものを示すことから、「3.名称等」の英名の欄に「2-methyl-1-butanol」を追記いたします。